

番号 ②

事業シート（概要説明用）						
事業名	北斗市農業用廃プラスチック処理事業	事業開始年度	H19年（合併前を含む）			
担当部署	市民部環境課	関係規程	北斗市農業用廃プラスチック処理事業補助金交付要綱			
実施主体	新函館農業協同組合					
事業概要 (背景等)	<p>農業用廃プラスチックは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により産業廃棄物とされ、その処理は排出事業者自らの責任において適正に行うことが義務付けられています。</p> <p>一方、農業者個々の廃プラスチック排出量は少なく、発生地点も分散していることから、個々の努力のみで適正処理を行い得る場合は少なく、このため、農業者に適正処理を委ねるのみでなく、行政、農協が中心となり、回収・処理の仕組み整備、必要な支援措置を講ずることが重要であることから、市においては、「北斗市農業用廃プラスチック適正処理対策協議会」を設置し、回収及び処理に係る業務を組織的かつ計画的に推進しながら、農業者への適切な指導にあたっているところです。</p> <p>補助金については、北海道農業用廃プラスチック適正処理対策協議会が策定した、経費負担のあり方や関係者の役割分担等を定めた「農業用廃プラスチック適正処理方針」に基づき、農業者が負担することを基本としつつも、安定的・継続的な適正処理が可能となるよう、地域における一体的な取り組みとして、市、農協、農業者それぞれの負担割合を定め助成しているものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金額／中間処理(破碎処理)に要する経費の3分の1以内 ・処理先／日本公防株式会社 ・処理費用／18,165円/kg ・負担額／市:6円/kg、農協:6円/kg、農業者:6,165円/kg 					
事業費の推移（千円）						
年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
予算額 ①	2,100	2,100	1,800	1,500	1,620	1,560
決算額 ②	1,584	1,238	1,330	1,500	1,367	
比較(①-②)	516	862	470	0	253	1,560
事業利用者数等	274	242	253	266	261	
処理量(t)	257.28	204.49	221.56	249.87	227.8	
事業の目的・対象	<p><目的></p> <p>農業用に使用され廃棄される農業用廃プラスチックの処理費用の一部を補助することにより、プラスチック類によるリサイクルの促進、野積みや不法投棄等の防止を図るとともに、環境保全に寄与する。</p>					
	<p><対象></p> <p>新函館農業協同組合が行う、北斗市内において農業用に使用され廃棄される農業用廃プラスチックの中間処理(破碎処理)に要する経費を補助の対象とする。</p>					
事業の効果等	<p>野積みや不法投棄等の防止が図られるほか、環境の保全や産地として消費者の信頼性を高めるとともに、廃棄物の排出抑制及び循環的利用を促進することができる。</p>					
事業の環境変化等	<p><環境変化・制度改正など></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度以前は、市(上磯町、大野町を含む。以下「両町」という。)と処理事業者との間で委託契約を結び、委託料として市(両町)が支払い、農協、農業者それぞれの負担割合に応じ、受益者負担金を徴収していた。 ・平成19年度には、処理費用に係るコスト削減を図るため、市が締結していた委託契約を農協が主体となって処理事業者と一括契約を結ぶこととし、それ以降は補助金として農協に支払っている。 <p><事業に対する意見・要望等></p> <p>農業者が自らの責任で農業用廃プラスチックを処理していくという意識は高まっており、適正処理への取り組みは定着化が図られている。</p>					
その他(課題等)	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の処理に対する支援措置は、農業用廃プラスチックの処理に対する費用助成だけであり、漁業者や民間事業者等他の産業廃棄物排出者との間で、不公平さが生じている。 ・費用助成を受けることができる農業者は、農協の正組合員に限られ、準組合員及び組合員となっていない農業者との間で、不公平さが生じている。 <p>※全農業者 892戸(H24.3.31現在) 農協正組合員 728戸(H24.6.30現在) 差 164戸</p>					